

# 石井美智子委員 説明資料

東京都立大学法学部教授

## 「人の生命の萌芽」としての尊重

- 1 . ヒト胚は、人になる可能性をもった存在として尊重されなければならない。
- 2 . ヒト胚を研究のために作成することは原則として許されない。
- 3 . 不妊治療の研究上やむを得ない場合は、例外として許される。
- 4 . ヒト胚を材料としてモノを作り出すことは、単なる研究と分けて考える必要がある。
- 5 . E S細胞の研究は、余剰胚を用いることで許されている。
- 6 . 着床前診断は、「生命の選択」の問題であり、その観点から、出生前診断を含めて十分検討する必要がある。
- 7 . クローン胚は、人になることが禁止された存在であり、受精胚とは異なる。
- 8 . 人クローン胚の作成は、現時点では認められない。
- 9 . ヒト胚が「人の生命の萌芽」として尊重されるべき存在であることを法律で明確にすべきである。
- 10 . ヒト胚研究を規制するガイドライン、公的審査機関が必要である。

# 位田隆一委員 説明資料

京都大学大学院法学研究科 教授

## 中間報告書に対する意見

### 意見の要旨

「ヒト胚の取り扱いについては、十分な科学的知見と適切な倫理的理由に基づかなければならない。この観点から、生命倫理専門調査会の審議は十分ではない。したがって研究目的でのヒト受精胚の作成およびクローン胚の作成と利用を現段階で容認するのは尚早である。」

### 意見

#### 1. はじめに

今回の報告書について、総合科学技術会議生命倫理専門調査会（以下「本専門調査会」という。）において2年以上にわたって審議してきたのは事実であり、そのかぎりでは報告書がある程度の実質的な内容を含んでいることは確かである。わたしはその過程でワーキンググループの座長をつとめ、報告書に一定の責任を負わなければならない立場にあるが、ワーキンググループ内で今回の報告書の全体構成が考えられ、主な問題点や意見の整理が行われたこともまちがいない。この点においてはワーキンググループに参加してくださった委員のご努力とご協力にこそより感謝し、お礼を申し上げたい。しかし、今回の中間報告書には、なお手続き上および内容上の問題がある。このうち手続きの問題は、専門調査会の権限や能力一般にかかわることなので、他にこれを表明して専門調査会の審議体制の改善につながることを希望して、今回の意見書では触れない。なお、ここに記載する以外に表現その他、報告書の細部についての意見を留保する。

#### 2. 問題点

1) 今回のヒト胚の取り扱いに関する問題については、すでに平成12年3月に科学技術会議生命倫理委員会が「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」報告書（「ヒト胚報告書」という。）を採択している。同生命倫理委員会（以下「旧委員会」という。）は本専門調査会が設けられる以前においてわが国の生命倫理に関する立場を示す機関であった。したがってその報告書はヒト胚の問題に関してわが国の公式な立場である。

ヒト胚報告書は、以下の点を中核としてしている。

ヒト胚は「人の生命の萌芽」である。

（「ヒト胚が「ヒトの生命の萌芽である」という表現を最初に用いたのは、旧委員会であり、このヒト胚報告書である。本専門調査会の議論ではじめて現れたわけではない。）

医療や科学技術の進展に極めて重要な成果を生み出す研究については、廃棄が決定した余剰胚に限って、適切な規制枠組みの下でのみ、利用することが許される。

研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しない。

ヒトクローン胚の研究は、他に代替手段のない場合に限られるが、その場合であっても、動物実験および余剰胚からのヒトES細胞研究の実績が蓄積され、医療への応用の可能性が評価された後に、その是非を再検討する。

2) しかし、本専門調査会での議論の方向は、とりわけこれまでの審議期間の後半になってからは、生命科学・医学の研究とその成果の応用を推進しようとするあまり、旧委員会によって示されたわが国の立場を十分な理由を示すことなく変更しようとしている。またクローン技術規制法に定める見直しについても、これまでの法の実施状況の検討を十分に行うことなく、同法の制定後に作られた指針や示された立場を変更することを規定の方針としてまとめに入った。従来立場または定めを変更する場合には、その変更を必要とするに至った状況の確認とそれに基づく十分な理由が必要である。上に示したヒト胚報告書の4つの基本的な立場について、今回の中間報告書は と については変更がないものの、 と については十分な理由を説明することなく変更しようとするものである。この点で中間報告書は、わが国の生命倫理を定めるにおいて、大きな問題を抱えている。

3) 今回の専門調査会の中間報告書は、上記のヒト胚報告書の基本的立場のと について、両論併記の形をとってはいるが、全体の方向は、「大多数の意見は」とする形で、変更を示唆している。しかし、専門調査会では、変更の理由は十分に議論されなかったし、また示されていない。

専門調査会としては同報告書に示された考え方を基本的に継承するのか、変更するのかをまず明らかにし、その上で変更する場合にはその理由を検討しなければならない。この点はわたしを含めて数人の委員がこれまでの会議で何度も指摘してきた。しかし専門調査会ではこの点は十分には取り上げられず、本報告書本文もヒト胚報告書に適切に言及していず、ただ「付録」の中で、わが国の状況について、これまでの議論として紹介されるにとどまっている。これでは、ひとたび策定されたわが国の立場が理由もなく変更されることになり、社会規範としての生命倫理の安定性とそれを策定する機関の信頼性を失わせる。

4) まず、ヒト受精胚の研究目的での作成については、作成容認の方向がワーキンググループの議論から導き出された。容認の理由は、難病の治療に必要で

あること、そして、すでに生殖補助医療の研究で実際にヒト受精胚を作成して研究していることの2点が挙げられている。しかし、「病気の治療」という理由であればいかなることをしてもよいのか、またどのような病気を難病といい、具体的にそれに当てはまるのはどのような例か、について詳細な紹介はなされていない。たしかに難病に苦しむ患者の救済は重要な理由であり、日々患者さんに対しての医師にとっては極めて重い理由であることは否めない。ここで重要なのは、難病の患者さんの治療という理由が、どのような内容の医学研究でも認めるものとして用いられはしないか、そしてその結果、人間やその生命の基本的な価値までそこなう結果につながるのではないか、という危惧があることである。人間の尊厳がうたわれるのも、この問題を考える際の基準となるからである。

この点について、わたしは、わが国ではいまだ、生殖つまり人間を生む目的でなく、研究のみを目的として、ヒトの受精胚を作成することについて国民的合意は得られていない、と考える。すでにクローン技術規制法の制定の前に行われたアンケート調査で、ヒトの生命は受精に始まる、との回答が多数に上ったことは大きな意味を持っている。もちろん、生命科学・医学の進展について国民が十分に理解したうえで、ヒト受精胚の研究目的での作成が認められるのであればよいが、少なくともこれまでそうした国民の理解と議論を醸成するような試みは十分になされてこなかった。この点で、中間報告書に「大多数の」という記述があるが、この意見の多くは科学者・医師出身の委員を中心とするものであり、非科学者を中心とする「少数」とされる意見は慎重論をとっているものであり、こうした意見の分かれ方は、専門調査会での議論が一般の人々の意見をどこまで反映しているか、を考える重要な視点である。ここではいずれがより一般の意見を反映しているかを判断する方法はないが、少なくとも、一般の懸念を少数意見がかなりの程度示していることはまちがいない。

5) クローン胚の作成と利用についても、わたしにはヒト胚報告書の作成された時点と現在とでは、ヒト胚報告書の立場を変更しなければならないほど、研究状況が変化しているとも、また動物実験やES細胞研究の実績が十分になされたとも思えない。

わたしの理解するところでは、ヒトES細胞については、数々の樹立の成功や分化、移植の成功例は報告されているが、意図した方向への分化のコントロールはいまだ確実とはみなされていず、また本当に再生医療に用いることができるか否かも確実に証明されていない。またヒト胚の破壊につながるヒトES細胞の研究よりも、倫理的に問題の少ないヒト組織(体性)幹細胞の研究も精力的に行われ、一定の成功例と臨床研究例が報告されている。しかし、いまのと

ころいずれの幹細胞も十分かつ自在にコントロールして樹立、分化、移植ができ、また安全に臨床応用ができる段階には至っていないといえる。

したがって、人クローン胚の作成、利用については、少なくともヒト ES 細胞および組織幹細胞の研究が相当程度の確実さと安全性を獲得できるまで、今しばらく慎重に議論を深めるべきであり、それまでのモラトリアムが妥当と考えている。(ただし、報告書のモラトリアムの記述は適切にその立場を説明していない。)なぜならば、ヒト ES 細胞を用いる再生医療が、理論的には難病治療に多くの可能性を開くものであったとしても、実際にそれが安全かつ確実にできることが十分に証明されていない以上、仮にそれが不可能である、またはきわめて応用がむずかしいとわかったときには、人間の基本的価値の取り返しのつかない喪失につながる。われわれは科学がこれまで人間をそうした状況に追い込んだ例を知っている。クローン胚の問題は、人間にとってもっとも根本的な価値である人の生命そして人間存在そのものにかかわるものであるがゆえに、われわれは十分に慎重でなければならず、このための国民の合意形成に努めなければならない。専門調査会のこれまでの議論とこの中間報告書は、この点において適切ではない。

6) 本報告書には、社会規範としての生命倫理と個々人および社会の持つ倫理観としての生命倫理が混在しているほか、細部の文言や表現についても、論旨が一貫していないところ、表現に濃淡の見られるところ、少数意見画適切に記載されていないところなどが点在し、規範としての生命倫理の策定の役割を果たすべき専門調査会の報告書としては妥当ではない。報告書の採択にあたっては一語一句の吟味が必要であり、わたしは複数回にわたってそれを求めたが、それは実現しなかった。したがって、全体の議論の方向はまちがっていないものの、細部については委員として責任の持てない内容となっている。各委員の見解を個別に聴取したり、該当する専門分野の委員に報告書の部分的な執筆を依頼することは、それ自体誤りではないとしても、その後の専門調査会全体での詳細な吟味がなければ適切なやり方とは言えない。

7) なお、本報告書は、ヒト胚および卵子の提供について、とくに提供者となる女性の心情について検討を加えていない。ヒト胚報告書がこの点を強調していることに注意を促したい。

8) 付け加えると、クローン技術規制法附則は、法律の施行状況をも勘案することになっているが、その点での審議を行っていない。またその点での資料や説明が示されたこともなかった。また、この附則の見直し規定は、必ずしも 3

年後の法改正をを意味するものではない。改正は必要な場合のみ行われるべきであるが、専門調査会における審議の後半期はあたかも改正または指針の改定を必然の前提としており、そのためにこの中間報告書の結論もそこにたどり着いている。

### 3. むすび

今回の報告書作成および採択のプロセスは、先進諸外国と比べて、国の生命倫理委員会として不十分であり、パブリックコメントや説明会後の最終報告書の作成に至る今後の審議の中でこうした欠点が是正される必要がある。そのためには、今後生命倫理専門調査会の審議体制の改善が図られねばならない。この点をわが国の生命倫理体制の今後の課題として指摘しておきたい。

## 勝木元也委員 説明資料

岡崎国立共同研究機構 基礎生物学研究所 所長

## 中間報告書（４９ページ）

### 勝木元也委員意見

生命倫理専門調査会から出される報告書に以下の意見を添付します。意見書が２枚以内に限定されましたので、充分には書けませんが、詳しい私の意見は出席した専門調査会議事録を参考にして頂ければと思います（内閣府ＨＰ参照）。

#### １． 研究目的のヒト受精胚の作成は禁止

研究目的のヒト受精胚の作成は、現在は認められていない（科学技術会議生命倫理委員会報告：平成１２年３月）し、今後も認めるべきではない。

現在行われている生殖補助医療に伴うヒト胚の作成が認められているのは、その目的が子供を得たいと願う不妊の夫婦に対して、その幸福追求権を認め、受精胚の提供者が受益者そのものであることを考慮して、社会的に混乱を招くことが少ないとの判断によるものと考えられる。

ヒト受精胚の作成が技術的に可能になった現在、研究目的でのヒト受精胚の作成を医学・医療における難病等の研究目的で容認すべきだとの意見がある。しかし研究目的でのヒト受精胚の作成がこれまで原則禁止であった理由は、提供を求められる人々にとっては直接の幸福追求権ではなく、公共の福利に対する犠牲を求めることになるからである。このことは、放置すれば拡大解釈によって、ヒト受精胚の道具化を招き、社会的倫理的混乱を招く可能性がある。そして、犠牲を求める場合には、その福利がきわめて現実的で、受益者だけでなく国民の大多数が納得できるものでなくてはならない。

現状では、まだヒト胚を実験的研究に供するには、動物実験等での検討も不十分で、十分に納得できる段階に達していない。将来のまだ不確かな有用性による研究目的の受精胚の作成については禁止を継続すべきである。

また実際に研究目的で受精胚を作成しようとするれば、提供者を必要とし、そこで得られる胚は、現状では滅失され、また他の性質へと転化されることは明らかであり、さらに、研究目的でのヒト胚の作成が許容されるとするならば、ヒトの道具化そのものにつながりかねないとする倫理的な危惧がある。

その際、現状に於いての原則禁止を確認するために、余剰胚の利用についても届け出制ではなく、クローン規制法を改正して審査許可制にすべきである。

#### ２． ヒトクローン胚の作成解禁は時期尚早

ヒトクローン胚の作成と研究は、ヒトES細胞が我が国でもやっと樹立され、本格的な研究が端緒についたばかりであり、その目的である有用性が確立していない。幾種類かの動物実験では、クローン動物発生の成功率がきわめて低いばかりでなく、クローン胚から異常な個体が多く発生するとの報告がある。その原因については必ずしも明らかでなく、単に技術が未熟というよりは、原理的な困難さも指摘されている。それは、動物の発生過程についての知識が充分ではないことを意味しており、夢の医療とされる再生医療へのクローン胚利用の可能性についてもまだ決定的とはいえない。

このように、安全性や原理的な実現性が動物実験等での基礎研究から未だ確

立しているとはいえない現在に於いてはヒトクローン胚の作成を容認する根拠はない。

### 3. 生殖補助医療に関する倫理指針の検討について

生殖補助技術は急速に進み、既に多くの子供たちがこの技術によって生み出されており、医療として定着したとされてきた。またヒト胚の作成に関しての新たな技術の拡大は、これまで不可能とされてきた様々な疾患を一見克服したかに見せている。

しかしこの技術のなかには、その疾患原因を子孫へと伝え、当人と同様の苦悩を拡げてしまう可能性も含まれるようになった。さらにゲノムの検査によって出自が明らかに出来るというかつては秘匿された出生に関わる情報も原則的には本人が客観的に知りうるという状況になってきた。この科学技術の変貌は、生殖補助医療に対しても様々な倫理的法的社会的議論を呼ぶに至っている。とくに疾患が遺伝的可能性がある場合には、その疾患が技術的人為的介入によって子孫に伝わる場合があり、生まれてくる子供の人権について十分に配慮した上での慎重な対処が必要となっている。

本来ヒト受精胚の生殖補助医療目的での作成は、受益者自身が提供者になることで、個人の救済が他者に現実的な不利益を与えることが少ないことが前提である。しかし科学技術の発展によって、疾患の原因が正確に解明され、個人のゲノム情報が取得しうる状況を踏まえれば、受益者のみの救済と考えられてきた生殖補助医療も、それによって生まれてくる子供たちへの配慮の必要性が増大している。このような観点から、生殖補助医療に関してもその基本的枠組みの検討を行う必要がある。

### 4. 着床前および出生前診断について

生命倫理専門調査会では、着床前診断および出生前診断について深い議論をしないまま中間報告をまとめている。この問題は、倫理的視点からの議論の必要性が極めて高いにかかわらず、ヒト胚の取り扱いについて「研究目的でのヒト胚の作成」「ヒトクローン胚の作成」について議論が集中的に行われているなかで、説明者を招いて行われた会議だけで結論を出すのはまったく不十分である。報告書全体を精細に討議していないうちに盛り込まれてしまったものであるといわざるを得ない。従って、着床前診断にかかる項については中間報告から削除すべきである。

### 5. 生命倫理専門調査会について

生命倫理専門調査会は総合科学技術会議に属しており、同会議では再生医療の研究推進も行っている。このように同一の行政府内で、推進とは独立に判断されるべき生命倫理の枠組みや法制化が議論されるのは、制約や無理がある。総合科学技術会議から独立した権威ある委員会を作り、行政の執行については別途考えることが今後重要である。

## 第27回生命倫理専門調査会(平成15年12月12日)追加資料2

平成15年12月8日

第26回生命倫理専門調査会(11月28日)に出された西川委員の意見書に対する意見

第26回生命倫理専門調査会に於いて、西川委員から、再生医療に向けての研究の状況が意見として報告されました。

最後に再生医療を待ち望む人々の声に対して、なぜそれに答えられないのかについて明確にすることが求められていると結んであります。

私も、その通りだと思います。それに答えるには、患者さんたちに可能性の夢ではなく、本当に再生医療が可能かどうかをきちんと示すべきです。どんな治療法も、夢に終わることの残酷さを考えれば、確実なものになるまでは、慎重に発言すべきであることが医師のつとめではないかと思えます。西川委員が出されたものは、動物実験の段階でも、まだきわめて初期の段階で、その成功率は厳しく、分化した細胞が、正常の細胞と同じ運命のものであるかは依然として不明です。

受精卵から発生し、様々な組織や臓器の細胞が生まれ、個体に発生するまでの、それぞれの細胞がたどる運命のことを細胞系譜といいます。古くから、発生生物学の最も重要な研究対象ですが、細胞は、その系譜をたどる道筋がある程度決まっており、血管が骨になることはありません。それは、何らかの後戻りや変化を抑える仕組みが、正常の発生過程には組み込まれているからだと考えられています。その仕組みには、遺伝子の働きを調節するDNAのメチル化や、最近では、RNAの未知の機能なども関係しているのではないかと考えられるようになってきました。これは培養によって起こる多分化能の獲得という正常でない環境で分化した細胞の性質を調べる上で、重要な要件になっています。見かけ上同じに見える細胞が、移植された後にも安定に存在しうるのかということこそが再生医療の可能性を開く研究であろうと考えられているのです。

動物実験での研究段階では、まだクローン胚が正常に再現性よく発生することは確認されておらず、死産や、正常ではきわめて稀な細胞の異常が見いだされております。よく人と動物とは異なっているから、動物実験は当てにならないとの意見を聞きますが、それは、薬の効き目など個別性が高い現象に於いてであって、生物学に普遍的に存在する細胞系譜や細胞分化の原理的メカニズムは人にも適応されるというのが現代科学の常識です。このような状況で、ヒト胚を使った研究を計画するとすると、その数も莫大なものになり、胚の提供を強要することになりかねません。

さらにヒトES細胞が我が国でも樹立され、やっとその使用実験が始まったばかりです。西川委員でも、まだ再生医療にES細胞が真に有効であるという確信があつてのお話とは思えません。現状では、難病に苦しむ方々にとってもむなし希望になってしまわないためにも、また同時に、その方々も他人の犠牲については大いに心配されているのではないかと思いますので、もう少し確信が持てるまでは、自重すべきであると考えております。この議論は、西川委員の意見に沿って再生医療についてその有用性を認めるとする場合に於いても、以

上のような意見であることを申し上げました。

一方、このような有用性に関する議論と、その行為自身が招くであろう社会的な混乱について、どちらを重く見るかは、それぞれに異なっていることは事実です。私は、医療行為には個人の救済にとどまる場合の問題と、個人の救済が、社会の混乱や生物学的混乱を招く場合とがあると考えます。その観点から生殖医療や、ヒト胚を材料として個人の救済が行われることには、きわめて慎重でなければならないと考えております。一般論として、再生医療などといってしまうと、神経細胞の移植が本当に人格の変更につながらないのか、皮膚移植の場合には深刻さは少ないのではないのかなど、個別に判断されるべき事柄が消えてしまい、大きな社会問題の可能性を残してしまうと考えています。

これらの新しい技術の開発とその応用がもたらす社会の反応は、我が国では現状追認が主体になっているように思います。そうである以上、人体改造や人体材料の商業化、および医療行為の商業化につながりかねない「取り返しのつかない」ヒト胚の医療利用に関しては、きわめて慎重であるべきだと思います。

再生医療についての西川先生のご意見がでましたので、生物学者として考え方を述べました。

## 第26回生命倫理専門調査会(平成15年11月28日)追加資料2

### 11月5日付の「質問票」についての意見書

生命倫理専門調査会

井村裕夫会長殿

ヒト胚の研究・利用をめぐる審議がいよいよ重大な局面にさしかかってまいりました。総合科学技術会議の議員としてご多忙をきわめておられる上、きわめて重い生命倫理問題を扱う調査会の座長として大きな責任を負われ、ご苦労の程、推察いたします。

さて、この件につき、先日お送り下さいましたアンケートについて、調査会の委員として大いに不安を覚えましたので、まずは意見書をお送りするのが適切ではなかろうかと考えた次第です。このようなアンケートに今、そのままお答えし、それが審議の方向を決めるようなことになれば、私どもの考える生命倫理の審議のあり方を大いに逸脱することになると考えるからです。そこで、以下にその理由を述べさせていただきます。まずはその理由を述べることこそ、委員としての責任を果たすことになると考えるからです。

そもそも生命倫理専門調査会で議論を始めたのは、ここに書かれているような質問を、深く議論するためのものであったのではなかったでしょうか。そこに含まれる内容が、か×かで決められないようなものであり、1, 2行の説明で解き明かすことのできるようなものでないからこそ、長時間の議論を行っているものではなかったでしょうか。しかし、井村会長はそのような議論の内容を深めることではなく、イエスかノーかの結論を出すことをひたすらせいでおられるように感じられます。

毎日新聞11月4日の社説でも指摘されていますとおり、「今回調査会が少しでも解禁の方向性を打ち出すのであれば、明確な理由がいる」と考えながら議

論は進められてきたはずで、社説は続けて、その理由が議論の中で深まらず、また明確でもなく、「動物実験やヒト ES 細胞研究でどれほどの成果が上がっているのか。ヒトクローン胚で試すしか道がないところまで来ているのか。認めるための倫理基盤は何か。詳しいデータと分析、倫理的な理由づけが示されなければ、国民も納得させられない」と指摘しております。私どもも同様の考えに基づき、審議を続けてきたつもりです。

「人の生命の萌芽」といった言葉だけにこだわり、それが論拠となるかのようなアンケートの問いかけは納得しがたいものです。人体の部分を取り出して医療に資するということが許されるとしても、適用範囲が限定されるべきで、再生医療を全体として視野に入れての議論は、精密さを欠き、人体の材料化（手段化の一部）と濫用につながるとともに、これまで暗黙の道徳として守られてきた、「人体への不可侵」を揺るがすことになりかねません。医師はこの「人体への不可侵」についてその高い倫理性を保証され、その前提の下に国民から信頼（医師資格として登録される）を得て、治療を目的にした人体への侵襲を許されてきました。しかし、現在の報告書案にはそのような医療の倫理性への真剣な考察が欠けています。この度のアンケートに至っては、そのような重大な倫理的問題に触れようとしても、わずか2行ほどのスペースが与えられているにすぎません。

井村会長が結論をお急ぎになるのは、患者さんに対して直接向かい合う立場から、患者さんを一日も早く救いたいというお考えなのかもしれません。審議においても、患者さんを救う技術があるのに、なぜ禁止できるのかという医学者からの問いかけがしばしばなされます。しかし、その手段が本当に個人の救済にとどまる場合と、個人の救済が社会全体にとって、また未来の人類にとって大きな道徳的社会的問題や生物学的混乱を招きかねない場合とでは、判断すべき基準も当然異なるはずで、今回の問題は、後者だからこそ、議論を始めたのではなかったのでしょうか。

「取り返しがつかない」ことを決めるには、よほど慎重に、科学的合理性と十分な倫理的省察とをもってなすべきだと私どもは考えます。ある結論を誘導するような作為的なアンケート調査を無記名で行い、それをもって審議の展開を図ろうとすることは、審議会の権威をおとしめることになりかねないと考えます。アンケートにお答えすることはできないと考えましたのは、以上のような理由によります。

委員の方々の中には、期日までにアンケートに答えることが委員の義務と考えて、お答えになった方々が少なくないことと思います。しかし、これまでの審議の経過を振り返り、ここに述べたような事情をご考慮いただきましたなら、今こうしたアンケートにすぐに答えることが適切であるかどうか、あらためて考え直すべきだにご判断なさることと想像します。

最後に、アンケート調査の結果の取り扱いについてですが、このような調査会においては、多様な意見を採り上げ、多様な意見をその理由とともに明らかにすることこそ重要と考えますので、その点にもご配慮いただけますことと信じております。

平成15年11月11日  
勝木元也 島蘭進

# 黒川清委員 説明資料

日本学術会議 会長

総合科学技術会議 議員

## 中間報告書（４５ページ）

### 黒川清議員意見

1. 「クローン人間」作成の試みは不可。
2. 「ヒト受精胚」の使用は、生殖医療の「初期プロセス」に関する研究に限る。提供者の十分な理解と、同意が必要。主任及び共同研究者についても、申請書、研究経過計画書を提出し、審査の上、可否を承認する。年間報告書の提出と、「予想外の観察」については随時に、早急に報告を提出と義務とする。研究の質と倫理性のモニターのために、研究所は共用として、全国で数ヶ所に限定的にすることも考慮する。
3. 「人クローン胚」は難病研究上有用の可能性が在る。利用可能な「人クローン胚」がきわめて限定的であることを考慮すると、まず30クローン程度作成して、当面の研究に提供出来るようにする必要がある。「人クローン胚」作成にあたる研究者も数ヶ所程度に限定的にすべきであり、恒常的な報告、モニターを必要とする。この作成された「人クローン胚」の利用についても研究申請を審査の上で許可する（国内に限るかどうかは一応は別途検討が必要）。研究については定期的報告と、「予想外の観察」については随時の速やかな報告を義務とする。この「人クローン胚」の知的権利等についても規定して置く必要がある。研究の進捗状況によって適宜の検討が必要である。
4. 上記2、3の審査等は、生命科学、医学者、科学者、倫理、社会科学等を含んだ適切な委員から構成される委員会に委託する。
5. その他の「ヒト胚分割胚」、「ヒト集合胚」、「ヒト胚核移植胚」、「ヒト性集合胚」等の作成、使用は不可である。

## 島菌進委員 説明資料

東京大学大学院人文社会系研究科 教授

## 「島園進委員意見（中間報告書51ページ）」の説明

平成16年2月8日

(0) 生命生命倫理専門調査会の審議はたいへん不十分であり、しかも報告書は審議を十分に反映していない。

アンケート（調査票）によって委員の意向を確かめたとしているが、アンケートは無記名であり、審議に参加していない委員が多数加わっている。しかも、質問のしかたも井村会長の考え方に有利な形のものを審議せずに急に決めたもの。審議に加わった委員の意見分布では、「容認」の方向にはならない。報告書は井村会長の強引な誘導による部分が多い。

たとえば、黒川議員の意見は、「平成13年8月より、これまで21回の審議」（まえがき）とは独立して最終段階で新たに示されたものであり、なぜここにあるのか理解しがたい（報告書末尾の委員の一覧を参照されたい）。

主要な論題は、次の3点であり、それらに対してすぐに、また近い将来、「容認」の方向を示唆する意見が押し出してある。しかし、それは審議を反映したものではなく、会長と一部の委員の意見に導かれたものである。

(a) 受精卵作成

(b) 着床前診断

(c) 特定胚作成・利用

(1) ヒト胚の研究利用は人の生命の道具化、手段化に通じる恐れがあり、人の生命の尊厳を脅かすものである。

報告報告書告書はこのことに十分に配慮しておらず、この問題を詳しく取り上げるに値すると考えていないかのようである。

これは人の生命の尊厳についての考察が不十分であることによる。

平成12年3月に科学技術会議生命倫理委員会(ヒト胚研究小委員会)で決定された「ヒト胚性肝細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」第2章には、「研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」と明記してある。この決定を翻す根拠はどこにも示されていない。

**(2) 人の生命の尊厳を上回る有用性があるから萌芽を破壊してもよいとする論理では、人間の道具化、手段化を容認することになりかねない。**

「有用性」とは何か。有用性という理由によって生命の破壊と利用を認めるのでは、人の生命を軽んじることになる。

どのような「有用性」ならば、胚(人の生命の萌芽)を犠牲にしてもよいのか。その根拠は何か。この根本的な問いが問われていない。

発生後14日までは利用してよいという。では、なぜなのか。井村会長は「仮にある期間」とするのだと発言している(第26回生命倫理専門調査会議事録)。そのような根拠では、将来、もっと先へずらしていくこともできることになってしまうだろう。根拠を説明しない制限は、制限として機能しない。

**(3) 受精胚作成を許容できるとする論拠は示されていない。**

この点についての決定は、井村会長と医学系の委員の主導によるきわめて強引なものであった。((1)の説明、参照)

報告書のこの部分の記述は、最終段階で急に付け加えられたもので、十分

な審議を経たものではない。

不妊治療に関する研究の範囲については、しっかりとした議論がなされていない。

難病治療については、まともな議論はほとんどなされていない。この場合の「難病」とは何か。なぜ、これこれの性格をもつ難病の治療のためなら、作成が許されるのか。これらについて議さなければ、許容の論拠を示したことになる。

#### (4) 着床前診断についての審議はきわめて不十分である。

このきわめて重要な問題につき、どのような倫理的問題があるか、何が懸念されるのか、調査会ではほとんど議論していない。

信州大学の玉井真理子助教授は生命倫理調査会の議事録を検討して、いかにわずかの議論しかなされていないかに気づき、愕然としたという

[http://square.umin.ac.jp/~mtamai/PGD/PGD\\_1.htm](http://square.umin.ac.jp/~mtamai/PGD/PGD_1.htm)

「委員個人意見書」において、町野朔委員がこの問題につき、詳しい意見を述べているが、このこと自体、この問題が議論されてこなかったことを示している。そして、町野委員の意見には、賛同できない箇所が多々ある。

一点のみあげる。障害をもった胎児の中絶を親が決断することと、医師が早期に診断をして障害可能性がある胚を見いだして親がその廃棄を決定することとの間には、考察すべき多くの相違点がある。着床前診断が普及すれば、障害者は「適切な診断を行わなかったので、誤って生まれてきた」といった観念に道を開くことになる。医師は着床前診断を義務のように感じる環境が醸成されないとも限らない。

この問題については、あらためて慎重な審議を開始すべきである。

(5) ヒト胚利用の原則禁止を明確にした上で、どのような範囲で許容する可能性があるかについて十分検討すべきである。

受精卵作成、クローン胚の作成・利用について、永久に絶対に許されないという立場から慎重論を述べているわけではない。

胚の生命を犠牲にして、たとえば脊髄損傷の患者さんを救うことを人類社会が決断する可能性は残される。

だが、自由な研究利用によって、さまざまな目的に使うことを許せば、人の生命の道具化、手段化、資源化に通じることになる。「原則禁止」によってまず制限し、限定的な条件の中で、認めていくことができる体制を整えていく可能性がある。そのためには、何が許されず、何が許容されるかについての基準、その根拠について前もって明確にする必要がある。

(6) クローン胚(特定胚)作成については、それらを利用した医療・医学とは何か、何をもたらすのか、慎重に検討すべきである。

法的には胚は人より低い地位に置かれるかもしれないが、人の生命の未来としては、きわめて豊かな可能性をもつ。「生命の萌芽」という時に、このことを考慮に入れるべきである。

胚を利用した再生医療は、これまでの医療の基準から見れば、過剰、贅沢とも言える可能性を開く。西川委員はこうした再生医療の産業化は「健康が究極の贅沢であるとする考え方の転換を基礎と」とすると述べている(「再生医学の最近の動向」文部科学省科学技術政策研究所、2001年9月、p.58)。

ヒト胚の利用の是非を問うことは、医療の目的や限界につき考察することを含まざるをえない。人間の生命の尊厳を脅かすような事柄につき、限られ

た目的を超えた研究の自由は制限されることを明確にすべきである。

成人の生命維持、あるいは体力・知力や寿命の増進をひたすら追求することが、医学・医療の目的なのだろうか。そうした医学・医療の拡充を見越した研究の解禁は、すでに生命の道具化、資源化の可能性をはらんでしまう。

**( 7 ) 新たな生命倫理審議機関が必要である。**

生命倫理専門調査会は、ヒト胚の取扱いについて根本的な検討を行うという趣旨でスタートしたが、それができなかった。

井村会長もこの欠陥は認識しており、報告書末尾に記されている。

報告書に至るまでの審議が不十分であったこと、その理由の一つが制度的不備によることが、これまでの審議の重要な結論の一つである。

産業振興と関わって科学技術政策を練る総合科学技術会議の枠組みに付属する生命倫理専門調査会の欠点を克服する必要がある。

そうした新しい審議機関において、2～3年をかけてこれまでの審議を発展させ、納得のいく結論を出すべきである。

**( 8 ) 国際的な規制の枠組みについて検討し、国際社会に働きかけるべきである。**

いくつかの国や研究機関や企業が研究を開始してしまえば、他国は開発競争において不利をこうむることになる。

各国が研究技術開発で優位に立ちたいという欲求はきわめて強い。しかし、こうした欲求にそのまま従ったのでは、生命倫理への配慮がおろそかになる。

日本としても国際的な協力による規制の枠組みについて検討し、国際社会に規制の枠組みを確立するよう働きかけるべきである。